

食安監発第0512001号

平成21年5月12日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

対香港及び対韓国輸出食鳥肉の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉（内臓等を含む。以下「食鳥肉等」という。）の衛生証明書については平成18年11月24日付け食安監発第1124001号、対韓国輸出食鳥肉及びこれを含む食品の衛生証明書については平成14年8月27日付け食発第0827001号により取り扱っているところです。

このことについては、沖縄県においてニューカッスル病の発生が確認されたことを受け、平成20年12月11日付け食安監発第1211002号により衛生証明書に当該製品が沖縄県由来でない旨追記するよう依頼したところですが、今般、農林水産省から別添のとおり当該追記が不要となった旨の連絡があったことから、今後発行する衛生証明書には当該追記を記載しないようお願いいたします。

なお、平成21年3月2日付け食安監発第0302002号により依頼している、当該製品が愛知県由来でない旨の対香港輸出食鳥肉等の衛生証明書への追記は継続いただくよう特段の配慮をお願いいたします。



事務連絡  
平成21年5月1日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

香港及び韓国向け輸出食鳥肉の取扱いについて

平成20年12月に沖縄県においてニューカッスル病が発生したことに伴い、平成20年12月11日付け事務連絡により、香港及び韓国向け食鳥肉等の衛生証明書の発行にあたり、当該製品が沖縄県由来でない旨追記されるようご協力方お願いしたところです。

本日、関係国に対し、ニューカッスル病の清浄国に復帰したことを通知したことから、当該追記が不要となりましたので、その旨各自治体の衛生主管部（局）に周知いただきますようお願いいたします。

本件に関し、特段のご配慮をいただいたことに感謝いたします。